

原子力施設と法律

1. 原子力施設に関する法律

原子力施設は、施設ごとに安全確保を大前提とした厳しい規制が法律で定められています。日本の原子力政策の基本方針を定めた「原子力基本法」、発電用施設の立地を促進することを目的に制定された「電源三法制度」、原子力の利用が平和利用に限られ、かつ計画的に行われることを確保する「原子力施設等の安全規制」などが定められています。

2. 原子力基本法

原子力基本法は、日本の原子力政策の基本方針を定めた法律です。1955年12月19日に「原子力の研究・開発・利用を推進し将来のエネルギー資源を確保する」、「学術の進歩と産業の振興とを図り、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与する」という方針を目的に制定されました。

基本方針として、原子力の研究、開発および利用は平和に限り、安全の確保を大前提として民主的な運営のもと自主的に行うものとしています。また、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとしています。この基本方針は「公開」「自主」「民主」の三原則で保障されています。

- ・機密をなくす「公開」の原則
- ・(軍事)機密が日本に入り込むことを防ぐため、外国に依存しない「自主」の原則
- ・政府その他の独善的運営を防ぐ「民主」の原則

原子力基本法の第二章では、原子力行政の民主的な運営を図るため「原子力委員会および原子力安全委員会」の設置・任務などについて定めています。1978年に原子力基本法などの一部改正法が施行され、原子力の安全確保体制を強化するため、旧原子力委員会の機能のうち、安全規制を独立して担当する原子力安全委員会が設置されました。

原子力施設に関する法律

原子力基本法

(1955年法律第186号)

原子力委員会設置法

(1955年法律第188号)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法

(2004年法律第155号)

原子力規制委員会設置法

(2012年法律第47号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(1957年法律第166号)

放射性同位元素等の規制に関する法律

(1957年法律第167号)

特定放射性廃棄物の最終処分に

関する法律

(2000年法律第117号)

原子力損害の賠償に関する法律

(1961年法律第147号)

原子力損害賠償補償契約に関する法律

(1961年法律第148号)

原子力災害対策特別措置法

(1999年法律第156号)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

(2011年法律第94号)

3. 電源三法交付金

電気の安定供給のためには、電源開発を計画的に進める必要があります。地域の住民の理解と協力を得ながら、発電所の建設が円滑に進められるように、国は、1974年度に電源三法(①電源開発促進税法、②電源開発促進対策特別会計法、③発電用施設周辺地域整備法)を制定しました。電源開発促進対策特別会計法は、2007年4月に廃止され、「特別会計に関する法律」に引き継がれました。

こうした発電所周辺の市町村に交付される、さまざまな交付金や補助金などを「電源三法交付金」とよんでいます。

2003年10月、それまでの公共用の施設に加えて、地元の産業振興や福祉サービスなどのソフト的な事業に対しても、交付金を活用できるように制度の改正が行われました。

また、より使いやすい制度とするため、「電源立地地域対策交付金」として統合され、地域の自主的な選択によって事業の実施を可能とするなどの見直しが行われました。2013年1月、交付金によって、自治体が造成した基金の計画内容を変更できる制度改正も行われています。

発電所の立地地域では、電源立地地域対策交付金が地域のさまざまな振興に有効活用されています。これまで、道路や公園、上下水道、学校、病院などの文化や福祉の向上を図る公共施設をはじめ、商工業や農林水産業、観光などの地元の産業の施設整備や人材育成などに役立てられています。

4. 原子力施設の地域振興に関する特別措置

原子力発電所などの立地地域と周辺地域の産業や生活環境の整備を図るため、2001年4月、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」が10年間の時限立法で施行されました。2011年には、2021年3月

まで期限を延長する法改正が行われています。

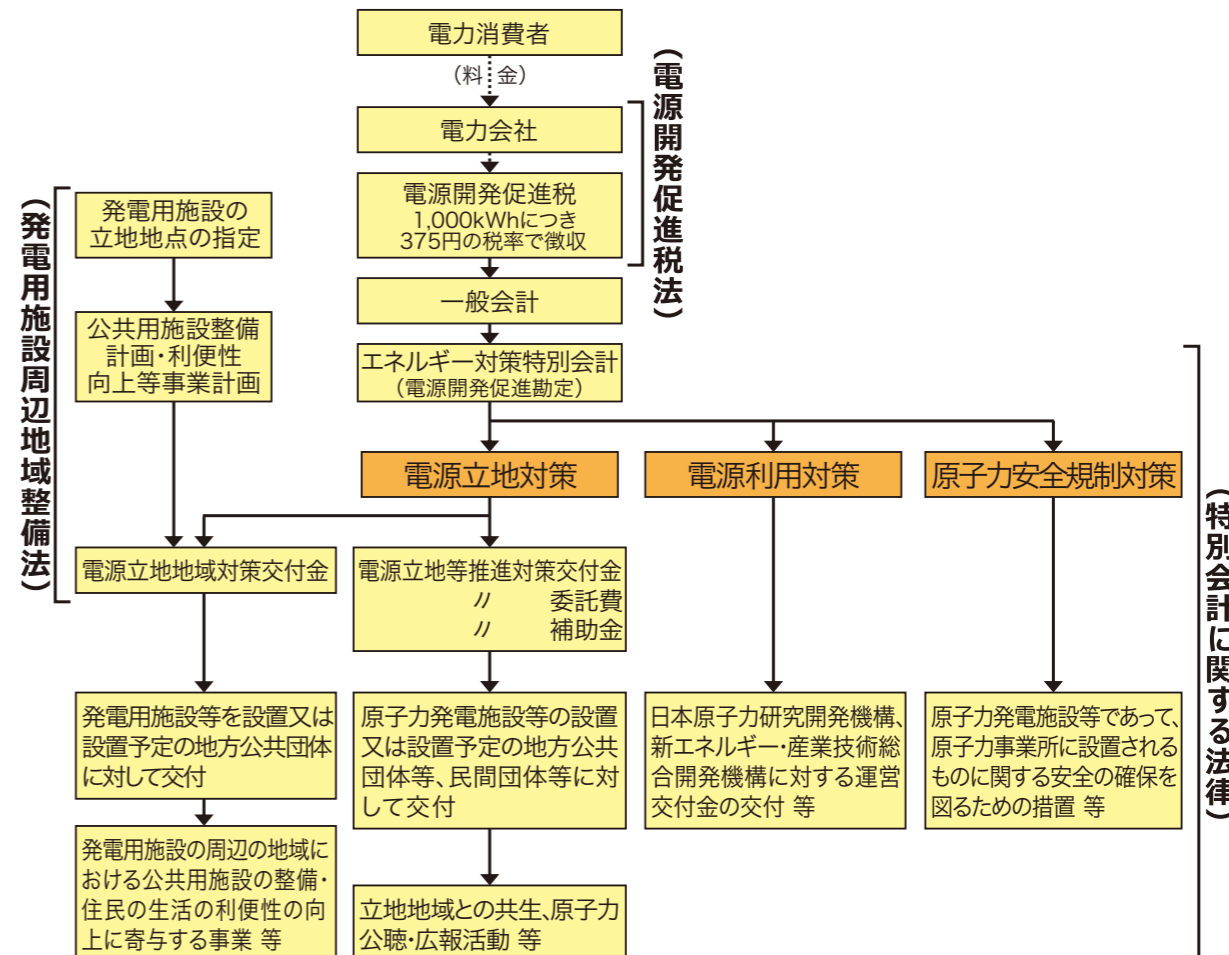
この法律では、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚を構成員とする「原子力立地会議」の創設が定められています。この「原子力立地会議」によって原子力発電所などがある都道府県知事が立案した振興計画が審議され、地域の防災に配慮しつつ、道路や港湾など住民の生活の安全確保に役立つものとして緊急に整備が必要と政令が定めたものに対して、国の補助率を増やすなどの支援が行われています。

5. 原子力施設等の安全規制と審査体制

安全規制は、原子力の利用が平和利用に限られ、かつこれらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、災害防止の観点から行われ、施設を所管する行政機関により「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)」などの法令に基づいて行われています。

原子力施設の設置の段階では、施設の構造などが災害の防止上、支障のないものであることなどが審査(安全審査)され、その後も建設、運転など各段階において各種の認可、検査などの規制が行われています。

電源三法制度



原子力損害の賠償

1. 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）

「原子力損害」とは、核分裂によって発生した放射線や熱などにより生じた障害や、核燃料物質などの放射線や毒性により生じた損害のことをいいます。

さらに、原子力施設で事故が起きて、行政による緊急事態措置によって避難した場合の以下のような損害についても「原子力損害」になります。

- ・避難や避難などにともなって勤務や事業活動を中止した場合の休業損害や営業損害
- ・人や財物などの放射性物質による汚染を検査する費用
- ・汚染されていない農水産物などに関わる生産、営業に生じる風評被害による損害

日本の原子力損害を賠償する制度は、「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」と「原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）」という二つの法律から成り立っています。

この制度は、諸情勢の変化に対応し、賠償措置額の引き上げを行うなどの改正を行ってきているところです。現在、原子力委員会に「原子力損害賠償制度専門部会」が設置され、今後発生する可能性がある原子力事故に備えるため、原子力損害賠償制度の在り方について検討が進められ、2018年に改正が行われました。

原賠法では、被害者の保護を図るとともに、事業者の経営の安定も図ることを目的に、次のことが定められています。

【事業者への責任の集中と無過失責任】

原子炉の運転などにより生じた原子力損害は、故意や過失を問わず、事業者が賠償責任を負います。賠償責任の限度額は、特に規定しません。ただし、異常に巨大な天災地変と社会的動乱の二つに限定して免責となります。

「原子炉の運転など」とは、次のことをいいます。

- ・発電所などの原子炉の運転
- ・燃料の加工や再処理、核燃料物質の使用
- ・使用済燃料の貯蔵、核燃料物質などの廃棄
- ・これらに付随して行われる核燃料物質や汚染物の運搬、貯蔵

【事業者への損害賠償措置の強制】

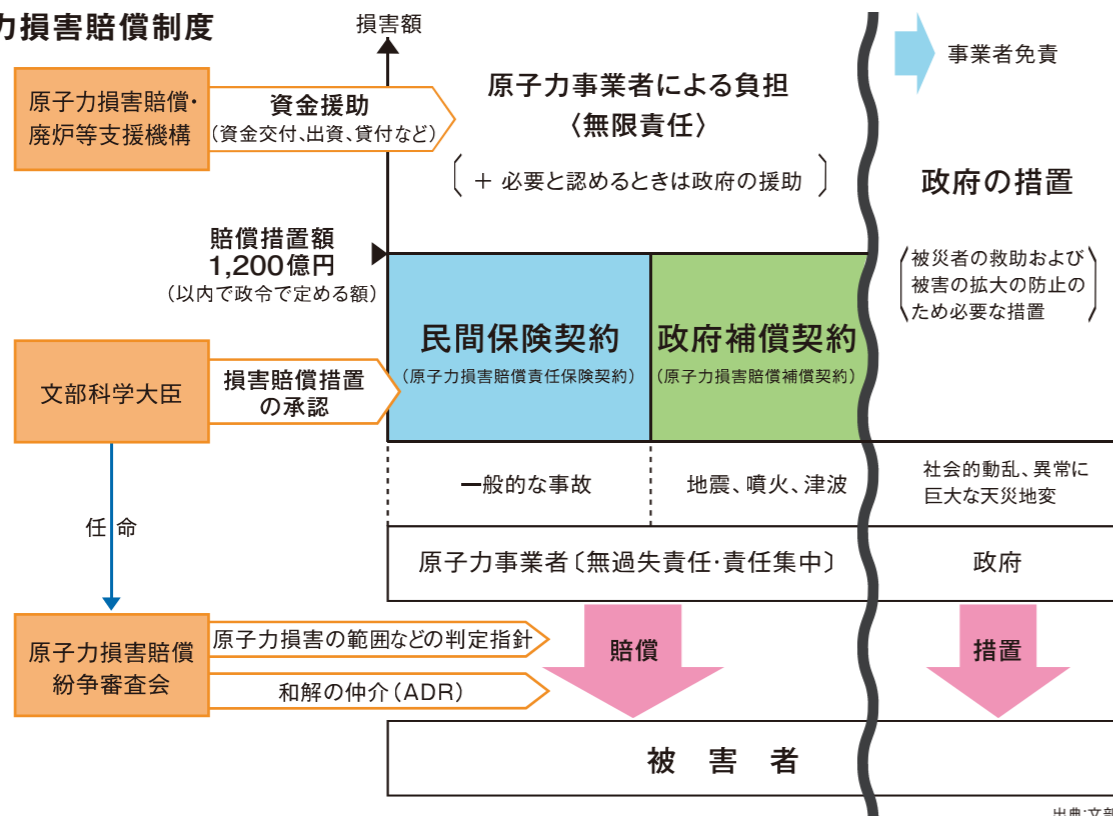
事業者に対して、原子力損害賠償責任保険への加入など、損害賠償措置を講じることを義務づけています。

また、「損害賠償措置額」は、通常の商業規模の原子炉の場合で、1,200億円と規定されています。

【政府の援助】

損害賠償措置額を超える原子力損害が発生したとき、国は、必要と認めるときには、事業者に対して損害を賠償するための援助を行います。また、免責事項による事故や事故から10年の補償期間を過ぎた賠償は、原子力損害賠償補償契約により国が填補します。

■ 原子力損害賠償制度



2. 原子力損害賠償支援機構法

福島第一原子力発電所の事故による大規模な損害の発生を受け、2011年8月に原子力損害賠償支援機構法が成立しました。

同法では、国が原子力損害賠償支援機構（原賠機構）を通じて、損害賠償に関する支援を行い、巨額の損害賠償が生じても事業者が相互扶助によって支払いなどに対応できるしくみが構築されました。

この制度により原賠機構は、原子力損害の賠償の迅速で適切な実施、電気の安定供給、そのほかの原子炉の運転などにかかる事業の円滑な確保を担うことになりました。

さらに、原賠機構が、廃炉関係の業務を行うために法改正が行われ、2014年8月に名称を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）」へ変更し、国による指導・監視のもと、廃炉作業を着実に進めるための体制が構築されました。

3. 原子力損害賠償紛争解決センター

福島第一原子力発電所の事故により被害を受けた方々の原子力事業者に対する原子力損害の賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決する公的な紛争解決機関として、2011年3月に原子力損害賠償

紛争解決センター（ADRセンター）が設置されました。

第三者が当事者の間に入り、当事者の合意（和解）による紛争の解決に努めることを「和解の仲介」といいますが、原子力事故で生じた原子力損害の賠償について、「和解の仲介」をADRセンターに申し立てることができます。

ADRセンターでは、中立・公正な立場の仲介委員（弁護士）が、お互いの事情などを聴き取って損害の調査・検討を行い、双方の意見を調整しながら和解案を提示する「和解の仲介」業務を行っています。

政府は、すべての被害者が迅速かつ適切な賠償を受けられるように取り組みを進めています。

4. 原子力損害の補完的な補償に関する条約

福島第一原子力発電所事故を受け、日本では、原子力損害賠償に関する国際的な取り組みについて注目が集まり、条約締結の是非が議論されてきました。国際的体制構築への貢献や原子力事故時の賠償の充実、被害者救済などの観点から、政府は、2015年に原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）を締結しました。

この条約は、締約国に一定額以上の賠償措置を義務づけるとともに、拠出金制度による補完的補償、原子力事業者の無過失責任および責任集中、事故発生国への裁判管轄権の集中などを定めるものです。

■ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構による賠償支援の概要

